

# 令和 6 年度 第 2 回 市川市中小企業融資制度審議会

次 第

1. 開会

2. 議題

- ・資金種別の新設及び廃止について

3. 閉会

## 令和6年度第2回市川市中小企業融資制度審議会資料一覧表

### ・資金種別的新設及び廃止について

- 資料 1-1 カーボンニュートラル促進資金の創設について
- 1-2 カーボンニュートラル促進資金導入に係る経費等一覧
- 1-3 カーボンニュートラル促進資金要領(案)
- 1-4 条例改正新旧対照表抜粋(案)
- 1-5 条例施行規則改正新旧対照表抜粋(案)

### 参考資料

- ① 市川市中小企業融資制度 融資のしおり
- ② 中小企業融資及び利子補給に関する条例・規則集

## I.理由及び目的

理由:本市はカーボンニュートラルシティを表明し、2050年に二酸化炭素の排出量ゼロを目指している。

市川市中小企業融資制度において、脱炭素社会の実現に貢献する資金として「カーボンニュートラル促進資金」を新設し、本市商工業の持続的な発展に繋げるもの。なお、これに伴い、これまでも利用が無く今後も利用の見込の無い「環境管理対策資金」については、廃止するもの。

目的:脱炭素社会の実現に貢献する設備資金の導入を促進することで、事業活動による環境負荷の軽減を図る。

## II.資金の内容

新設する資金

市融資制度資金名及び条例名	対象者	申込限度額
【資金名】 カーボンニュートラル促進資金 【条例名】 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例	市内で1年以上の事業を営んでいる中小企業者が、以下の目的で要する資金 (1)省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備を導入する者 (2)次世代自動車(EV・PHEV・FCV)および充電設備を導入する者	【融資限度額】3,000万 【資金使途】設備 【融資期間】 設備:10年以内(据置1年以内) 【活用する保証】 普通保証

廃止する資金

市融資制度資金名及び条例名	対象者	申込限度額
【資金名】 環境管理対策資金 【条例名】 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例	市内で1年以上の事業を営んでいる中小企業者が、以下の目的で要する資金 ・運転資金:ISO14001の認証取得のための研修、コンサルタント契約、登録 ・設備資金:ISO14001の認証に基づき環境管理設備に要する資金 ※市の環境担当課の承認が必要	【融資限度額】2,500万 【資金使途】運転・設備 【融資期間】 運転:5年以内(据置6か月以内) 設備:10年以内(据置1年以内) 【活用する保証】 普通保証

## III.対象となる設備

## 1.省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備

設備区分	対象設備例
省エネルギー設備	1 熱源設備・熱運送設備 2 給湯設備・給排水設備 3 空調設備・換気設備 4 廉房設備 5 冷凍冷蔵設備・乾燥設備 6 生産設備 7 発電設備 8 照明設備 9 エネルギーマネジメントシステム
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備
2.次世代自動車(EV・PHEV・FCV)および充電設備	太陽光発電、風力発電、蓄電池設備等
次世代自動車	当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガス・電気・圧縮水素であること。または、ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの。
充電設備	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車並びに燃料電池自動車から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置である。または燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備であること。

## IV.他自治体の状況(カーボンニュートラル(脱炭素)関係の融資制度がある自治体)

近隣自治体	環境部等の事前認定	制度名	融資限度額	融資期間(据置)	
				運転	設備
千葉県	要	環境保全資金	5,000万	7年 (1年)	10年 (1年)
神奈川県	要	地球温暖化対策省エネ設備等導入資金	8,000万 (運転は同時に借りる設備の1/2まで)	7年 (1年)	10年 (1年)
	—	電気自動車等充電設備導入資金	8,000万	—	10年 (1年)
静岡県	要	脱炭素支援資金	10,000万 (運転は一部に限る)	10年 (1年)	10年 (1年)
札幌市	—	カーボンニュートラル推進資金	10,000万	—	15年 (2年)
京都市	—	脱炭素経営促進資金	8,000万 (有担保 20,000万)	—	15年 (2年)
金沢市	—	地球温暖化対策資金	2,000万	—	10年 (1年)

# カーボンニュートラル促進資金導入に係る経費等一覧

資料 1-2

令和6年12月20日  
経済観光部 商工業振興課



対象設備	設備例	金額(例)	引用	補助金関係		
				市	県	国
省エネルギー 一設備	1 熱源設備・熱運送設備	ヒートポンプ、 廃熱利用設備等	3,000,000 円～ 5,000,000 円	地中熱利用ヒートポンプ 導入平均(施工費含)	※1 省エネルギー診断受診:補助対象経費の1/2(上限額:1,000万円) 簡易自己診断実施:補助対象経費の1/4(上限額:500万円)	補助対象経費の1/3 (上限額:1億円、下限額 30万円)
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、 貯湯槽等	27,500,000 円	樹脂燃料ボイラー業務用 (環境共創イニシアチブ)		
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、 全熱交換器等	2,375,000 円	カラットデシカント空調機 (環境共創イニシアチブ)		
	4 廉房設備	調理設備、 保存・保管設備等	300,000 円～	業務用冷蔵庫の平均価格 (1台あたり)		
	5 冷凍冷蔵設備・ 乾燥設備	業務用冷凍冷蔵庫 業務用乾燥機等	15,728,000 円 18,300,000 円	排風循環型乾燥機 蒸気式排風循環型乾燥機 (環境共創イニシアチブ)		
	6 生産設備	圧縮機、 製造加工設備等	2,500,000 円	スクリューコンプレッサーの 平均価格(18社)		
	7 発電設備	非常用発電設備	5,000,000 円	中小規模のオフィス・商業 施設内の入れ替え平均		
	8 照明設備	LED 照明等	25,000,000 円	勤労福祉センター本館照明 器具改修工事(見積)		
	9 エネルギーマネジメン トシステム	BEMS 等	3,000,000 円	4階建(2,776 m <sup>2</sup> )ビル導入 費用		
省エネルギー 一に資する 建築物	建築物の省エネ対策 設備	高断熱硝子、 建物の断熱強化等	3,500,000 円～ 5,000,000 円	150 m <sup>2</sup> の壁全体の断熱改修 施行事例の平均	補助対象経費の1/3 (上限 20万円)	省エネルギー診断受診:補助対象経費の1/2(上限額:1,000万円) 簡易自己診断実施:補助対象経費の1/4(上限額:500万円)
再生可能 エネルギー 設備	再生可能エネルギーを 活用する設備	①太陽光発電 ②蓄電池設備	19,000,000 円	静岡県制度融資 脱炭素資金 985,470,000 円 (太陽光 51 件)の実績平均	①1kwあたり 5 万円(上限 50 万円) ②補助対象経費の1/3(上限 20 万円)	②省エネルギー診断受診:補助対象経費の1/2(上限額:1,000万円) 簡易自己診断実施:補助対象経費の1/4(上限額:500万円)
次世代 自動車		①電気自動車 ②電動バイク	4,081,000 円～ 690,800 円～	日産リーフ 本田技研工業 BENLY e: I	①国補助額の1/4 または 10 万円のいずれか低い額 ②導入に要した経費または 2 万円のいずれか低い額	バッテリー容量(kwh) × 1 万円(上限額:CEV 補助金)
充電設備		V2H 充放電設備	850,000 円～	ニチコン EV パワーステーシ ョン	導入に要した経費または 5 万円のいずれか低い額	機器購入費:補助対象経費の1/10(上限額:50万円) ソーラーカーポート:機器費の1/6(上限額 50 万円)

※1 省エネルギー診断により提案があった場合

※2 単独申請は不可

補助対象経費の1/2

補助  
金  
事  
業  
名

省エネ・創エネ設備設置費等補助金

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金(併用不可)

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

CEV 補助金・充電設備補助金等

電気自動車等導入費補助金

次世代自動車インフラ導入補助金

家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業

## 市川市カーボンニュートラル促進資金融資実施要領(案)

## (目的)

第1条 この要領は、市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号。以下「条例」という。)第2条第8号に規定するカーボンニュートラル促進資金の融資に関し、条例及び市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則(平成16年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (融資対象設備等)

第2条 カーボンニュートラル促進資金の融資の対象となる設備等は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

## (1) 省エネルギー設備 次に掲げるもの

- ア ヒートポンプ、廃熱利用設備その他の熱源設備・熱運搬設備
- イ エコキュート、貯湯槽その他の給湯設備・給排水設備
- ウ 高効率空調機、全熱交換器その他の空調設備・換気設備
- エ 調理設備、保存・保管設備その他の厨房設備
- オ 業務用乾燥機その他の冷凍冷蔵設備・乾燥設備
- カ 圧縮機、製造加工設備その他の生産設備
- キ 非常用発電設備その他の発電設備
- ケ LED照明その他の照明設備
- コ BEMSその他のエネルギー管理システム
- サ その他アからコまでに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 省エネルギーに資する建築物に係る設備 高断熱ガラス、建物の断熱強化設備  
その他の建築物の省エネ対策設備

## (3) 再生可能エネルギー設備 太陽光発電、風力発電、蓄電池設備その他の再生可能エネルギーを活用する設備

## (4) 次世代自動車 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

- ア ハイブリッド自動車 内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの
- イ プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されているもの
- ウ 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気である

ことが記載されているもの

エ 天然ガス自動車 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの

オ 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの

(5) 充電設備 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車からの電力の取り出し並びにこれらの自動車への充電をする装置

(6) 水素ステーション 燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備

(7) その他の設備 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める設備

2 前項第4号に掲げる次世代自動車は、次に掲げる要件の全てを満たすものに限り、カーボンニュートラル促進資金の融資の対象とする。

(1) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市川市内の住所であること。

(2) 事業の用に供するため、借入者が自ら使用する次世代自動車であること。

(必要書類)

第3条 規則第5条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) カーボンニュートラル促進資金融資計画書(様式第1号)

(2) 導入しようとする設備又は次世代自動車の性能を示す仕様書等

(3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

様式第1号

カーボンニュートラル促進資金計画書(案)

年 月 日

市川市長

住所(所在地)〒

法人名(屋号)

代表者氏名

連絡先(電話番号)

1. 申請者の概要

業種	
事業内容	

2. 申請内容

該当項目 (○で囲む)	1. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備 (1)熱源設備・熱運送設備 (2)給湯設備・給排水設備 (3)空調設備・換気設備 (4)厨房設備 (5)冷凍冷蔵設備・乾燥設備 (6)生産設備 (7)発電設備 (8)照明設備 (9)エネルギー管理システム (10)その他 2. 次世代自動車 (1)ハイブリッド自動車 (2)プラグインハイブリッド自動車 (3)天然ガス自動車 (4)電気自動車 (5)燃料電池自動車 3. 充電設備
----------------	---

3. 設備内容

名称	
設置場所	
設置予定日	年 月 日
設備導入効果 (簡潔な内容を記入)	

※ 導入する設備の仕様書(カタログ、見積書、図面等)の写しを添付してください。

## 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

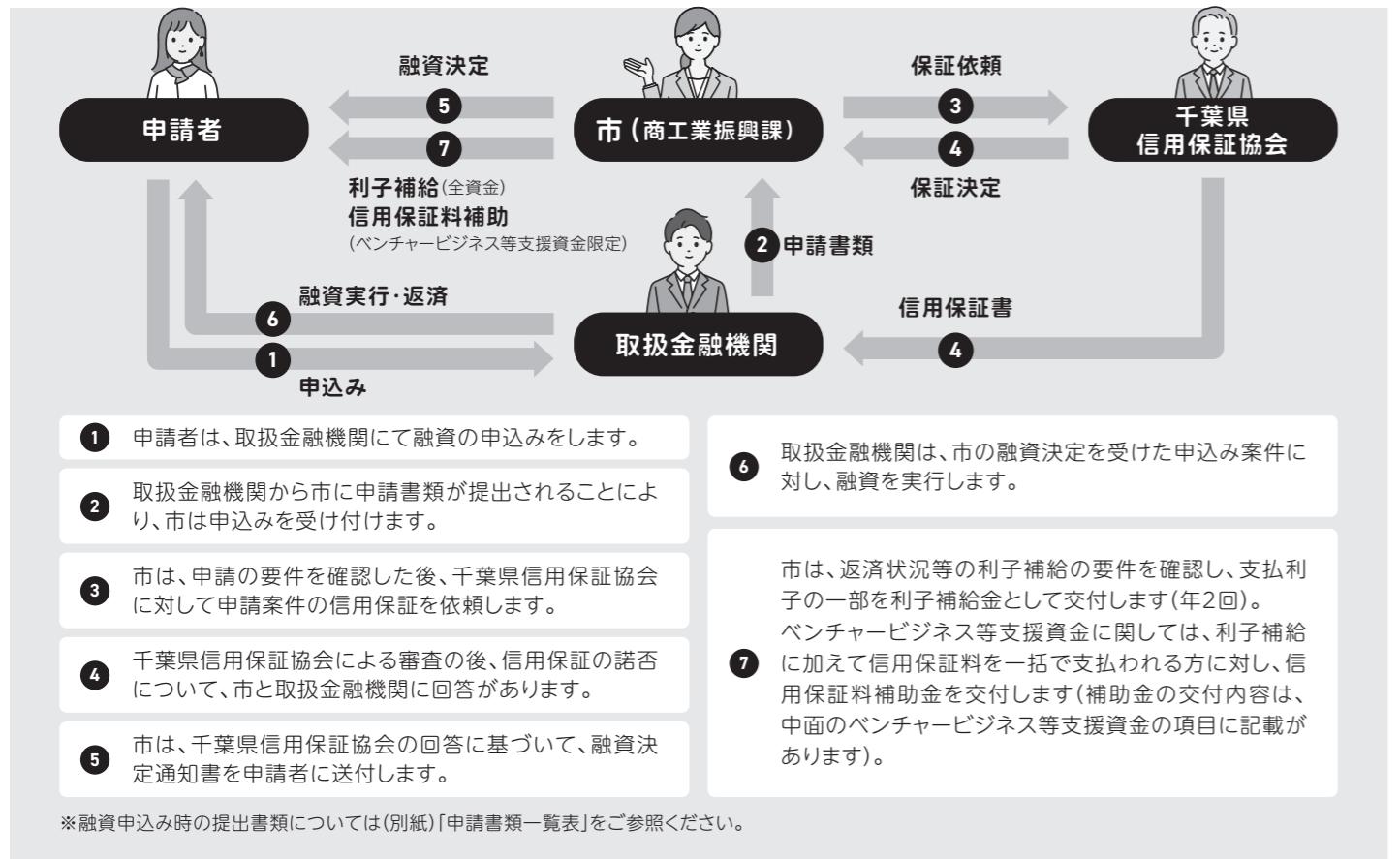
現 行	改 正 後																																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>環境管理対策資金 ISO 14001 (国際標準化機構が作成した環境管理に関する国際規格をいう。)の認証を取得するために要する資金をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>カーボンニュートラル促進資金 中小企業者が事業に必要な省エネルギーに資する設備等の設置又は次世代自動車(電気自動車その他の自動車であって、温室効果ガスを排出しないもの又は温室効果ガスの排出量が少ないものをいう。)の導入に要する資金をいう。</u></p>																																							
<p>(融資の要件)</p> <p>第4条 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資対象となる施設は、市内に設置するものであること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(融資の要件)</p> <p>第4条 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資対象となる施設及び設備は、市内に設置するものであること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>																																							
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>融資対象者</th><th>融資限度額</th><th>使途</th><th>融資期間</th><th>融資利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">環境管理対策資金</td><td rowspan="2">中小企業者</td><td rowspan="2">2,500万円</td><td>運転資金</td><td>5年以内</td><td>市と融資金融機関との間で定める利率</td></tr> <tr> <td>設備資金</td><td>10年以内</td><td>市と融資金融機関との間で</td></tr> </tbody> </table>	種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率	(略)						環境管理対策資金	中小企業者	2,500万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>融資対象者</th><th>融資限度額</th><th>使途</th><th>融資期間</th><th>融資利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>カーボンニュートラル促進資</td><td>中小企業者</td><td>3,000万円</td><td>設備資金</td><td>10年以内</td><td>市と融資金融機関との間で定める利率</td></tr> </tbody> </table>	種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率	(略)						カーボンニュートラル促進資	中小企業者	3,000万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率																																			
(略)																																								
環境管理対策資金	中小企業者	2,500万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率																																			
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で																																			
種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率																																			
(略)																																								
カーボンニュートラル促進資	中小企業者	3,000万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率																																			

現 行					改 正 後				
			内	<u>定める利率</u>	金				
備考	1～3 (略)				金				
	<u>4 環境管理対策資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,500万円とする。</u>				—				

## 議案第 号 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の一部改正について

現 行	改 正 後																								
<p>(定義)</p> <p>第7条 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金又は<u>環境管理対策資金</u>（次条において「小規模事業資金等」という。）の融資を受けた者は、当該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設備等設置完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。</p> <p>(利子補給率)</p> <p>第10条 条例第12条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第7条 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金又は<u>カーボンニュートラル促進資金</u>（次条において「小規模事業資金等」という。）の融資を受けた者は、当該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設備等設置完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。</p> <p>(利子補給率)</p> <p>第10条 条例第12条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資資金の種類</th><th>利子補給率（年利）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業資金</td><td>1.3パーセント</td></tr> <tr> <td>小口零細企業保証制度資金</td><td>1.2パーセント</td></tr> <tr> <td>商店街空き店舗等利用資金</td><td>1.3パーセント</td></tr> <tr> <td>公害防除資金</td><td>2.0パーセント</td></tr> <tr> <td>環境管理対策資金</td><td>2.0パーセント</td></tr> </tbody> </table>	融資資金の種類	利子補給率（年利）	小規模事業資金	1.3パーセント	小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント	商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント	公害防除資金	2.0パーセント	環境管理対策資金	2.0パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資資金の種類</th><th>利子補給率（年利）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業資金</td><td>1.3パーセント</td></tr> <tr> <td>小口零細企業保証制度資金</td><td>1.2パーセント</td></tr> <tr> <td>商店街空き店舗等利用資金</td><td>1.3パーセント</td></tr> <tr> <td><u>カーボンニュートラル促進資金</u></td><td>2.0パーセント</td></tr> <tr> <td>環境管理対策資金</td><td>2.0パーセント</td></tr> </tbody> </table>	融資資金の種類	利子補給率（年利）	小規模事業資金	1.3パーセント	小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント	商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント	<u>カーボンニュートラル促進資金</u>	2.0パーセント	環境管理対策資金	2.0パーセント
融資資金の種類	利子補給率（年利）																								
小規模事業資金	1.3パーセント																								
小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント																								
商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント																								
公害防除資金	2.0パーセント																								
環境管理対策資金	2.0パーセント																								
融資資金の種類	利子補給率（年利）																								
小規模事業資金	1.3パーセント																								
小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント																								
商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント																								
<u>カーボンニュートラル促進資金</u>	2.0パーセント																								
環境管理対策資金	2.0パーセント																								

## 申込みから融資までの手続きの流れ

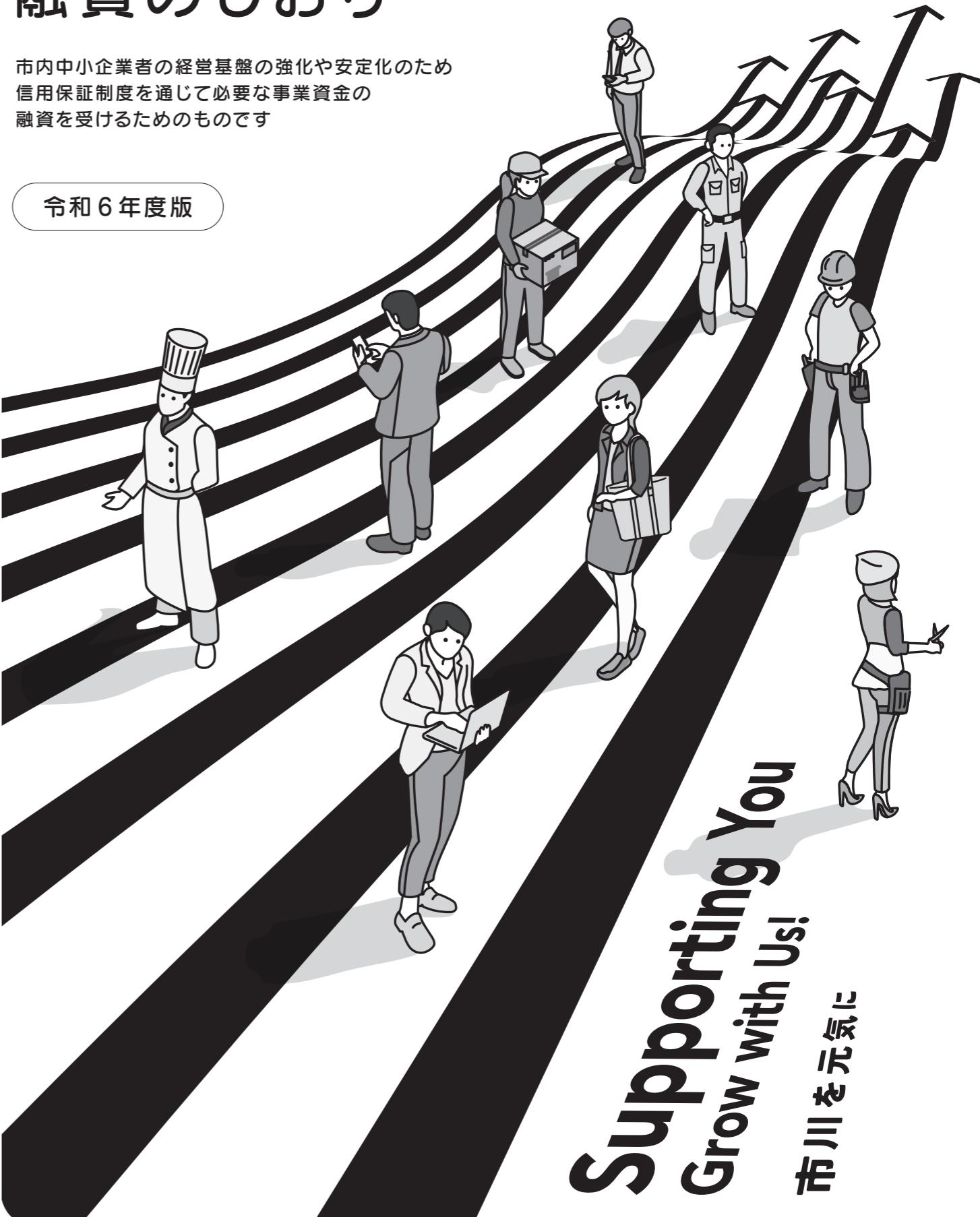


市川市

# 中小企業融資制度 融資のしおり

市内中小企業者の経営基盤の強化や安定化のため  
信用保証制度を通じて必要な事業資金の  
融資を受けるためのものです

令和6年度版



## 融資取扱店舗（部署）・口座開設店舗一覧

口座開設店舗名	問合せ先	TEL	口座開設店舗名	問合せ先	TEL	口座開設店舗名	問合せ先	TEL
みずほ銀行			千葉銀行			京葉銀行		
船橋	エンゲージメント オフィス	03-6631-9555	本八幡南	本八幡支店	047-322-0181	行徳	浦安支店	047-351-2101
本八幡			浦安		047-351-2141	市川		047-324-2121
松戸			中山		047-334-1145	矢切	松戸支店	047-364-2171
行徳			西船橋		047-434-3311	東京ベイ信用金庫		
市川			行徳		047-397-7111	本店		047-326-1111
西葛西			高塚		047-391-5221	八幡		047-334-2511
三井UFJ銀行	小岩支店	03-3658-2151	松飛台		047-386-7111	行徳		047-357-2111
小岩			矢切		047-365-2181	宮久保		047-371-3471
八幡			新浦安		047-354-2011	矢切		047-363-7171
浦安			南行徳		047-358-4001	大野		047-338-1111
市川八幡			千葉興業銀行			朝日信用金庫		
市川			松戸		047-362-0151	行徳駅前		047-397-6211
西葛西			東松戸	松戸支店	047-362-0151	東京東信用金庫		
三井住友銀行			市川		047-326-8111	市川		047-373-8411
本八幡	法人プロモーション オフィス	0120-16-2310	八幡		047-335-3161	市川南		047-323-1535
行徳			中山	八幡支店	047-335-3161	本八幡		047-378-3561
市川			原木中山	八幡支店	047-335-3161	南行徳		047-356-7811
江戸川			浦安		047-354-3711	東栄信用金庫		
りそな銀行			京葉銀行		047-378-2511	浦安		047-352-1111
船橋		047-423-4701	本八幡		047-335-6101	小松川信用金庫		
市川	船橋支店	047-423-4701	中山		047-336-1181	市川南		047-378-2711
行徳	西葛西支店	03-3686-7511	北方		047-393-1511	第一勵業信用組合		
千葉銀行			原木中山		047-351-2101	篠崎	①市川法人営業所 ②篠崎支店	047-711-0162 03-3678-6991
松戸		047-364-2101	浦安		047-351-2101			
市川		047-322-0161						
本八幡		047-322-0181						

市川市 経済観光部 商工業振興課（融資担当）

〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 TEL:047-712-8779 FAX:047-712-8781

問い合わせ先

資金種別 (注1~6)	資金概要・融資対象者・利用要件	資金 使途 (注9)	融資 限度額 (単位:万円)	融資期間	融資利率	利子補給率 (注10・11)	信用保証・信用保証料率・信用保証料補助										
小口零細企業 保証制度資金	<p><b>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる 小規模企業者が事業に必要とする資金</b></p> <p>* 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。 * 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。 * 既存の信用保証協会の保証付き融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、2,000万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。</p>	運転 設備	<b>2,000</b>	<p><b>運転資金</b> 7年以内 (据置期間: 6か月以内)</p> <p><b>設備資金</b> 7年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1年以内</td> <td><b>1.5%</b></td> </tr> <tr> <td>②1年超~3年以内</td> <td><b>1.9%</b></td> </tr> <tr> <td>③3年超~5年以内</td> <td><b>2.1%</b></td> </tr> <tr> <td>④5年超~7年以内</td> <td><b>2.4%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 小口零細企業保証制度資金は「7年超~10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	①1年以内	<b>1.5%</b>	②1年超~3年以内	<b>1.9%</b>	③3年超~5年以内	<b>2.1%</b>	④5年超~7年以内	<b>2.4%</b>	<b>1.2%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 小口零細企業保証(責任共有対象除外)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個人&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表B)</li> <li>○貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.35%)</li> <li>○特別小口保険適用の場合:一定料率(年1.00%)</li> </ul> </li> <li>&lt;法人&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じて9段階(下表B)</li> </ul> </li> <li>&lt;個人・法人とも&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:下表C</li> <li>* 有担保保証(担保提供が有る場合):0.10%信用保証料割引 (※特別小口保険適用は対象外)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
融資期間	適用利率																
①1年以内	<b>1.5%</b>																
②1年超~3年以内	<b>1.9%</b>																
③3年超~5年以内	<b>2.1%</b>																
④5年超~7年以内	<b>2.4%</b>																
小規模 事業資金	<p><b>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる 小規模企業者が事業に必要とする資金</b></p> <p>* 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。</p>	運転 設備	<b>2,000</b>			<b>1.3%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個人・法人とも&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表A)</li> <li>○貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.15%)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>										
商店街 空き店舗等 利用資金	<p><b>1年以上同一の事業を継続して営んでいる 中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の商店街等において 1か月以上空き店舗となっている店舗で 小売業、飲食業、一定のサービス業を開始するために必要とする資金</b></p>	運転 設備	<b>2,000</b>	<p><b>運転資金</b> 5年以内 (据置期間: 6か月以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤1年以内</td> <td><b>1.8%</b></td> </tr> <tr> <td>⑥1年超~3年以内</td> <td><b>2.2%</b></td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	適用利率	⑤1年以内	<b>1.8%</b>	⑥1年超~3年以内	<b>2.2%</b>	<b>1.3%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個人・法人とも&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表A)</li> <li>○貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.15%)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				
融資期間	適用利率																
⑤1年以内	<b>1.8%</b>																
⑥1年超~3年以内	<b>2.2%</b>																
環境管理 対策資金	<p><b>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる 中小企業者が、以下の目的で要する資金</b></p> <p>・運転資金:ISO14001の認証取得のための研修、コンサルタント契約、登録 ・設備資金:ISO14001の認証に基づき環境管理設備に要する資金</p> <p>* 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。</p>	運転 設備	<b>2,500</b>	<p><b>運転資金</b> 5年以内 (据置期間: 6か月以内)</p> <p><b>設備資金</b> 10年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦3年超~5年以内</td> <td><b>2.4%</b></td> </tr> <tr> <td>⑧5年超~7年以内</td> <td><b>2.7%</b></td> </tr> <tr> <td>⑨7年超~10年以内</td> <td><b>3.0%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 小規模事業資金は「7年超~10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑦3年超~5年以内	<b>2.4%</b>	⑧5年超~7年以内	<b>2.7%</b>	⑨7年超~10年以内	<b>3.0%</b>	<b>1.8%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個人・法人とも&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表A)</li> <li>○貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.15%)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
融資期間	適用利率																
⑦3年超~5年以内	<b>2.4%</b>																
⑧5年超~7年以内	<b>2.7%</b>																
⑨7年超~10年以内	<b>3.0%</b>																
公害防除 資金	<p><b>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる 中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、 又は工場の市内移転のために必要とする設備資金</b></p> <p>* 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。</p>	設備	<b>2,500</b>			<b>2.0%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個人・法人とも&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表A)</li> <li>○貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.15%)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>										
ベンチャービジネス等 支援資金	<p><b>「産業競争力強化法」に基づき、 事業開始または事業継続のために必要とする資金</b></p> <p>創業者 (いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの)</p> <p>・事業をしておらず、新たに1月以内に開業する個人(注7) ・事業をしておらず、新たに2月以内に会社を設立して開業する個人 ・中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社</p> <p>新規中小企業者 (いずれも市内に事業所を有するもの)</p> <p>・業歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)(注7) ・業歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)(注8)</p>	運転 設備	<b>2,000</b> (市外居住者等: 1,000)	<p><b>運転資金</b> 5年以内 (据置期間: 6か月以内)</p> <p><b>設備資金</b> 7年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩1年以内</td> <td><b>1.5%</b></td> </tr> <tr> <td>⑪1年超~3年以内</td> <td><b>1.9%</b></td> </tr> <tr> <td>⑫3年超~5年以内</td> <td><b>2.1%</b></td> </tr> <tr> <td>⑬5年超~7年以内</td> <td><b>2.4%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ベンチャービジネス等支援資金は「7年超~10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑩1年以内	<b>1.5%</b>	⑪1年超~3年以内	<b>1.9%</b>	⑫3年超~5年以内	<b>2.1%</b>	⑬5年超~7年以内	<b>2.4%</b>	<b>1.5%</b> <b>1.9%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12)</li> <li>●信用保証料率 <ul style="list-style-type: none"> <li>一定料率:1件当たり年0.80%</li> <li>事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C</li> </ul> </li> </ul>
融資期間	適用利率																
⑩1年以内	<b>1.5%</b>																
⑪1年超~3年以内	<b>1.9%</b>																
⑫3年超~5年以内	<b>2.1%</b>																
⑬5年超~7年以内	<b>2.4%</b>																

(注1) 返済方法は、元金均等返済または一括返済です。(一括返済は、据置期間内に限定) (注2) 申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。 (注3) 申請者が法人の場合は、代表者が連帯保証人となる場合があります。 (注4) 申請者が外国籍の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。

(注5) NPO法人の場合、「小口零細企業保証制度資金」および「ベンチャービジネス等支援資金」は各信用保証が対応していないため利用が出来ません。 (注6) 医業を主たる事業とする法人は、NPO法人の該当の有無にかかわらず、常時使用する従業員数が20人以下の場合、「小口零細企業保証制度資金」の対象になります。

(注7) ベンチャービジネス等支援資金について、申請者が個人の場合は、申請時に年齢が25歳以上であることが必要です。 (注8) ベンチャービジネス等支援資金は法人なりをした場合にも、個人として事業を開始後、通算で5年未満であれば対象になります。 (注9) 運転資金は、主たる事業所が市内にある場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。

(注10) 利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(9月)・下期(3月)の年2回、取扱金融機関を通じて申請者の口座に振り込みます。 (注11) 市民税および法人市民税の完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。

(注12) 責任共有制度は、金融機関20%・信用保証協会80%の割合で責任を共有するものです。(責任共有対象除外は、信用保証協会100%責任) (注13) 法人から代表者への貸付等がないこと、財務書類を金融機関に定期的に提出していること等も必要です。

# 申請書類一覧表

【◎必須書類 ○新規など一定の条件により必要】

※網掛けは信用保証協会所定の書式

提出時期	申請書類関係	小口零細等	ベンチャード	留意事項
融資申込み時	①保証関係書類送付書（複写式のもの）	◎	◎	・保証協会へ市経由で郵送にて提出する場合、必須
	②信用保証委託申込書／保証人等明細	◎	◎	・保証人を付す場合は、保証人等明細も記入
	③信用保証依頼書	◎	◎	・金融機関が作成
	④申込人（企業）概要	◎	◎	
	⑤個人情報の取扱いに関する同意書（協会用）	○	○	・保証協会の申込みが新規の場合に必要
	⑥「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	○	○	
	⑦市川市中小企業資金融資申請書	◎	◎	
	⑧市民税納付状況等の調査に係る同意書／委任状	◎	◎	・納税状況を市が調査することの同意、及び利子補給事務を金融機関へ委任するためのもの
	⑨履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写）	○	○	・市川市中小企業融資制度を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要 ただし、完済後一定期間経過してから再度利用する場合等は改めて要提出
	⑩定款（写）	○	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する法人の場合 ・法人設立後第1期決算申告前の場合
	⑪印鑑証明書（写）	○	○	・個人、法人 法人の場合は、法人+代表者個人 (保証協会を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要)
	⑫住民票、在留カード（写）	○	○	・住民票：ベンチャービジネス等支援資金を利用する個人の場合 ・住民票または在留カード（写）：外国籍の場合は在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要
	⑬許認可証等（写）	○	○	・許認可等が必要な業種を営むものは必須
	⑭宣誓書（建設業）	○	○	・建設業：軽微な建設工事のみを請け負う業者の場合
	⑮宣誓書（性風俗関連特殊営業）	○	○	・性風俗関連特殊営業の類似の営業を行っている場合
	⑯受注明細書	○	○	・建設工事業者の場合
	⑰不動産登記全部事項証明書／担保物件公団	○	○	・申込みに際して担保を付す場合
	⑱市（県）民税 納税証明書（代表者個人） ※必ず、原本提出	◎	◎	・令和6年4月～7月までの申請：令和5年度納税証明書 ・令和6年8月～令和7年2月までの申請：令和5・6年度納税証明書 ・令和7年3月の申請：令和6年度納税証明書 (納税証明書が非課税対象者で取得できない場合は、非課税証明書が必要) ※市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第294条第1項第2号の定めに基づく市民税を市川市に納めていることが必要
	⑲納税証明書（法人市民税） ※必ず、原本提出 ※市川市の発行のもの	◎	○	・直近決算期の分 ベンチャービジネス等支援資金は新規中小企業者（法人）で業歴がある場合（開業後間もなく法人市民税の課税がない場合は、法人市民税納税証明書に代わり法人設立届出書の写しが必要）
	⑳確定申告書（写）（決算書）	◎	○	・直近2期分（別表及び勘定科目内訳明細があるもの）が必要（ただし、業歴が1期のみの場合は、1期分）
	㉑試算表／月別売上表	○	○	・直近決算期から6か月以上経過している場合
	㉒設備資金検討表	○	○	・必要に応じて
	㉓車両への看板表記等に関する同意書兼誓約書	○	○	・申請車両のナンバープレートの表記が分類番号の上1桁「3」「5」いずれかで、かつ、配色が白地に緑文字または黄色地に黒文字に該当する場合
	㉔見積書写／契約書（写）	○	○	・設備資金の場合は必須
	㉕建築確認に係る確認済証（写）	○	○	・建築確認が必要な建物等の場合
	㉖賃貸借契約書（写）	○	○	・店舗等物件の賃貸借契約を新たに結ぶ場合、必要に応じて店舗所在地の地図等も添付が必要
	㉗改装承諾書	○	○	・賃貸借契約書に特記がある場合を除き、賃借物件の改装工事等を行う際は賃貸人の承諾書が必要
	㉘意見書／承認書	○	-	・環境管理対策資金、公害防除資金の場合は必須、市環境担当課が意見書又は承認書を作成
	㉙創業・再挑戦計画書	-	○	・ベンチャービジネス等支援資金の場合、必要に応じて
	㉚開業届（写）、法人設立届出書（写）	-	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する新規中小企業者で、個人または法人成りに該当する場合（法人設立届出書は市川市に提出したもの）
	㉛「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書	○	○	・「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合に必要
融資実行後	㉜設備等設置完了届／ベンチャービジネス等支援資金設備設置完了報告書	○	○	・設備設置完了後に提出（領収書の写し等支払いがわかるものを添付）
	㉝ベンチャービジネス等支援資金融資創業届	-	○	・創業者のみ ベンチャービジネス等支援資金の融資を受け、事業を開始した後に提出
	㉞登録事項変更届出書	○	○	・融資実行後に法人代表者や所在地、返済条件を変更した場合に提出

※1 「小口零細企業保証制度資金・小規模事業資金 等」の略 ※2 「ベンチャービジネス等支援資金」の略

# 中小企業融資及び利子補給に 関する条例・規則集

(令和 6 年度第 2 回中小企業融資制度審議会配付用)

市 川 市

## 目 次

1 中小企業資金	
(1)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例	1
(2)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則	5
2 ベンチャービジネス等支援資金	
(1)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例	9
(2)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則	12

## 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成16年3月19日条例第9号）

最終改正:令和5年3月23日条例第1号

改正内容:令和5年3月23日条例第1号 [令和5年4月1日]

### ○市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

平成16年3月19日条例第9号

#### 改正

平成19年9月25日条例第32号  
平成20年3月28日条例第2号  
平成20年3月31日条例第18号  
平成20年3月31日条例第19号  
平成23年3月28日条例第2号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成23年3月28日条例第21号  
平成23年6月20日条例第30号  
平成25年9月18日条例第38号  
平成30年3月22日条例第14号  
令和5年3月23日条例第1号

### 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

市川市中小企業資金融資条例（昭和42年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- （2） 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- （3） 小規模事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、小口零細企業保証制度資金以外のものをいう。
- （4） 小口零細企業保証制度資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度に基づき千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が債務の全額を保証するものをいう。
- （5） 商店街空き店舗等 商店街並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内にある店舗その他の事業活動のための施設であって事業の用に供されていないもののうち規則で定める要件を備えるものをいう。
- （6） 商店街空き店舗等利用資金 商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するために要する資金をいう。
- （7） 公害防除資金 市内の工場又は事業所から発生する公害を防除するために行う公害防除施設の設置若しくは改善又は工場移転（市内への移転に限る。）に要する資金をいう。
- （8） 環境管理対策資金 ISO14001（国際標準化機構が作成した環境管理に関する国際規格をいう。）の認証を取得するために要する資金をいう。

（融資対象者等）

**第3条** 前条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる資金（以下「融資資金」という。）の融資対象者、融資限度額、用途、融資期間及び融資利率は、別表に定めるとおりとする。

（融資の要件）

**第4条** 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1） 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- （2） 融資対象となる施設は、市内に設置するものであること。
- （3） 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。
- （4） 市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
- （5） 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができる。
- （6） 保証協会の保証を受けることができる。

2 前項第3号の規定にかかわらず、商店街空き店舗等利用資金の融資を受けようとする者にあっては、同号に掲げる要件のうち事業を営んでいる場所が市内であることを要しない。

3 第1項第5号の規定にかかわらず、法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の適用を受ける小規模企業者及び保証協会の審査において連帯保証人を付し、又は担保を提供する必要がないと判断された者にあっては、同号に掲げる要件を備えることを要しない。

（融資金融機関）

**第5条** 融資資金の融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）は、規則で定める。

（原資の預託）

**第6条** 市は、融資資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に融資資金の原資を預託するものとする。

（融資の方法）

**第7条** 融資資金の融資は、市長が適當と認めるものについて、融資資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適當と認める融資について、融資資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

（信用保証料）

**第8条** 融資資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

（弁済）

**第9条** 融資を受けた融資資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けた融資資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けた融資資金について、市長が適當と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあっては6ヶ月を、設備資金にあっては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。

（保証協会への損失補償）

**第10条** 市は、融資を受けた融資資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

（保証協会及び融資金融機関の責任の共有等）

**第11条** 保証協会及び融資金融機関は、融資資金（小口零細企業保証制度資金を除く。）の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、中小企業者に対し、相互に連携して融資資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

（利子補給）

**第12条** 市は、借入者が融資資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。

（返還等）

**第13条** 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた融資資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

（1）融資を受けた目的以外の使途に融資資金を使用したとき。

（2）第7条第2項の条件に違反したとき。

（3）虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた融資資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた融資資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）融資を受けた目的以外の使途に融資資金を使用したとき。

（2）第7条第2項の条件に違反したとき。

（3）虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

（4）融資契約のとおりに融資資金を弁済しないとき。

（5）市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有しなくなったとき。

（6）市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。

（7）融資資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。

（市川市中小企業融資制度審議会）

**第14条** 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市中小企業融資制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

**第15条** 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、市長が委嘱する。

（1）議会の議長 1人

（2）議会の建設経済委員会の委員長 1人

（3）市川商工会議所の代表者 1人

（4）学識経験のある者 3人

2 委員の任期は、前項第1号及び第2号の委員にあってはその職にある期間とし、同項第3号及び第4号の委員にあっては2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

**第16条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第17条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(事務)

**第18条** 審議会の事務は、経済観光部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

**第19条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
(市川市中小企業育成資金利子補給条例の廃止)
- 2 市川市中小企業育成資金利子補給条例（昭和40年条例第30号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け並びに前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。  
(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。  
(次のように)  
**附 則** (平成19年9月25日条例第32号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
**附 則** (平成20年3月31日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
**附 則** (平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
**附 則** (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
**附 則** (平成23年3月28日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成23年4月1日以後に融資の申請のあった資金について適用し、同日前に融資の申請のあった資金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成23年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年9月18日条例第38号)

この条例は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成30年3月22日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の別表小口零細企業保証制度資金の項及び同表備考2の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和5年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率
小規模事業資金	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
小口零細企業保証制度資金	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
商店街空き店舗等利用資金	中小企業者であって、市内に所在する商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するもの	2,000万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
公害防除資金	中小企業者	2,500万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
環境管理対策資金	中小企業者	2,500万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率

## 備考

- 1 小規模事業資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 2 小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、信用保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、2,000万円から当該残高を減じて得た額とする。
- 3 商店街空き店舗等利用資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 4 環境管理対策資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,500万円とする。

## 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則（平成16年3月31日規則第29号）

最終改正:令和4年12月28日規則第58号

改正内容:令和4年12月28日規則第58号 [令和5年4月1日]

---

○市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則

平成16年3月31日規則第29号

### 改正

平成17年3月31日規則第18号  
平成18年12月14日規則第81号  
平成19年10月1日規則第42号  
平成20年3月26日規則第7号  
平成21年4月1日規則第29号  
平成26年2月14日規則第2号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成28年3月31日規則第24号  
平成28年3月31日規則第46号  
平成30年3月22日規則第5号  
令和4年12月28日規則第58号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則

市川市中小企業資金融資条例施行規則（昭和43年規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（商店街空き店舗等の要件）

**第2条** 条例第2条第5号に規定する規則で定める要件は、1月以上事業の用に供されていないこととする。

（規則で定めるサービス業）

**第3条** 条例第2条第6号に規定する規則で定めるサービス業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クリーニング業
- (2) 日用品のレンタル業
- (3) 医業
- (4) 写真業
- (5) 理容業及び美容業
- (6) 日用品の修理業
- (7) 学習塾
- (8) その他前各号に類するものとして市長が認めるもの

（融資金融機関）

**第4条** 条例第5条の規定により規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を受けようとする者が口座を開設する店舗は、市長が別に定めるものとする。

（融資の申請）

**第5条** 融資資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 確定申告書の写し
- (3) 融資を受けようとする者が市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(融資の決定の通知)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、融資資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金融資決定通知書（様式第2号）により融資を受けようとする者に通知するものとする。  
(設備等設置完了届)

**第7条** 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金又は環境管理対策資金（次条において「小規模事業資金等」という。）の融資を受けた者は、当該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設備等設置完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。  
(設備等の設置の確認)

**第8条** 市長は、前条の規定による届出があったときは、小規模事業資金等の融資に係る設備等の設置の状況を確認するものとする。  
(融資状況の報告)

**第9条** 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。  
(利子補給率)

**第10条** 条例第12条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

融資資金の種類	利子補給率（年利）
小規模事業資金	1.3パーセント
小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント
商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント
公害防除資金	2.0パーセント
環境管理対策資金	2.0パーセント

2 利子補給率が融資資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、融資資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

(利子補給金の交付の時期)

**第11条** 融資資金の融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあっては9月に、7月から12月までのものにあっては翌年の3月に交付するものとする。  
(利子補給金の交付の申請)

**第12条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業資金利子補給金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業資金利子補給金一括交付申請書（様式第5号）に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては1月31日までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

**第13条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金利子補給金交付決定通知書（様式第6号）により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。  
(利子補給金の交付の請求)

**第14条** 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業資金利子補給金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の廃止)
- 2 市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則（昭和40年規則第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。  
(小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給率の特例)
- 4 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行なう小規模企業者が第5条の規定により小口零細企業保証制度資金の融資の申請を行なった場合における当該融資に係る利子補給率については、第10条第1項の規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する融資契約において定められた融資の期間のうち、最初の2年を経過する日までの間にあっては年2.1パーセント、その後3年を経過する日までの間にあっては年1.3パーセントとする。
- 5 前項に規定する利子補給率の適用を受ける小口零細企業保証制度資金の額は、一の小規模企業者当たり1,000万円を限度とする。
- 6 附則第4項の規定の適用がある場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第4項」とする。  
(令和4年における利子補給率の特例)
- 7 令和4年1月から同年12月までの間に融資金融機関に利子を支払った融資資金に係る利子補給率については、第10条の規定にかかわらず、当該融資資金に係る融資の利率と同率とする。

**附 則** (平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

**附 則** (平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年10月1日規則第42号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に融資の申請がされる融資資金に係る利子補給について適用し、同日前に融資の申請がされた融資資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成21年4月1日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成20年10月31日から適用する。

(利子補給金の内払)

- 2 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金の内払とみなす。

**附 則** (平成26年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月23日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月22日規則第5号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年12月28日規則第58号）  
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定並びに様式第1号及び様式第3号から様式第7号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第7項の規定は、令和4年1月1日から適用する。  
(利子補給金の内払)
- 3 令和4年1月1日からこの規則の施行の日までの間に令和4年分の利子補給として改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される利子補給金の内払とみなす。

## 市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成12年3月22日条例第21号）

最終改正:令和6年9月30日条例第33号

改正内容:令和6年9月30日条例第33号 [令和6年9月30日]

---

○市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

平成12年3月22日条例第21号

### 改正

平成16年3月19日条例第11号  
平成19年9月25日条例第34号  
平成28年9月20日条例第36号  
平成30年3月22日条例第15号  
平成30年9月27日条例第44号  
令和3年9月29日条例第33号  
令和6年9月30日条例第33号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

（目的）

**第1条** この条例は、新たな事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業関連保証の範囲内において金融機関からの融資が円滑に行われるようになるとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、創業者及び新規中小企業者の事業の発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。次号及び第4号において「法」という。）第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる創業者のうち、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものをいう。
- (2) 新規中小企業者 法第2条第23項に規定する中小企業者であって同条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる創業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) ベンチャービジネス等支援資金 創業者が事業を開始するため必要とする資金及び新規中小企業者が事業を実施するため必要とする資金をいう。
- (4) 創業関連保証 法第129条第1項に規定する創業関連保証をいう。

（融資の対象者及び要件）

**第3条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる者は、創業者及び新規中小企業者とする。

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者又は新規中小企業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の審査において連帯保証人を付す必要がないと判断された者にあっては、第4号に掲げる要件を備えることを要しない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 個人の場合にあっては、25歳以上であること。
- (3) 市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
- (4) 連帯保証人を付すことができる。
- (5) 保証協会の創業関連保証を受けることができる。

（融資金融機関）

**第4条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）は、規則で定める。

（原資の預託）

**第5条** 市は、ベンチャービジネス等支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関にベンチャービジネス等支援資金の原資を預託するものとする。

（融資の方法）

**第6条** ベンチャービジネス等支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

（融資金額）

**第7条** 創業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる創業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第4号に該当する創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第3号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受

けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- (1) 市内に住所を有している期間が1年以上である個人 2,000万円
- (2) 市内に住所を有している期間が1年未満である個人又は市内に住所を有していない個人 1,000万円
- (3) 市内に事業所を有している期間が1年以上である会社 2,000万円
- (4) 市内に事業所を有している期間が1年未満である会社又は市内に事業所を有していない会社 1,000万円

2 新規中小企業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる新規中小企業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第2号に該当する新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第1号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- (1) 会社及び市内に住所を有している個人 2,000万円
- (2) 市内に住所を有していない個人 1,000万円

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている新規中小企業者 前項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額
- (2) 新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている創業者 第1項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額  
(融資期間)

**第8条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の期間は、運転資金にあっては5年を、設備資金にあっては7年を限度とする。

(融資利率)

**第9条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。

(信用保証料)

**第10条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

(弁済)

**第11条** 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあっては6月を、設備資金にあっては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。  
(保証協会への損失補償)

**第12条** 市は、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。  
(保証協会及び融資金融機関の経営支援等)

**第13条** 保証協会及び融資金融機関は、創業者及び新規中小企業者に対し、相互に連携してベンチャービジネス等支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

2 市は、前項の規定による経営支援について創業者及び新規中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。  
(利子補給)

**第14条** 市は、借入者がベンチャービジネス等支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。  
(返還等)

**第15条** 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

- (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。

2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。

- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
- (4) 融資契約のとおりにベンチャービジネス等支援資金を弁済しないとき。
- (5) ベンチャービジネス等支援資金により開始し、又は実施した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。
- (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
- (7) ベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を決定したときにつきに付した条件に違反したとき。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月19日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成19年9月25日条例第34号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成28年9月20日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成30年9月27日条例第44号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

**附 則** (令和3年9月29日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、この条例の施行の日以後に融資の申請をする同条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和6年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則（平成12年3月31日規則第49号）

最終改正:令和4年12月28日規則第59号

改正内容:令和4年12月28日規則第59号 [令和5年4月1日]

---

○市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

平成12年3月31日規則第49号

### 改正

平成12年7月28日規則第94号  
平成13年3月28日規則第15号  
平成13年6月27日規則第46号  
平成13年12月27日規則第70号  
平成14年1月11日規則第3号  
平成14年3月27日規則第12号  
平成14年6月13日規則第34号  
平成14年6月28日規則第38号  
平成14年8月14日規則第41号  
平成15年2月26日規則第2号  
平成15年3月12日規則第6号  
平成15年3月31日規則第34号  
平成15年4月22日規則第54号  
平成15年6月18日規則第56号  
平成16年3月31日規則第32号  
平成17年3月31日規則第18号  
平成17年4月26日規則第35号  
平成18年12月14日規則第81号  
平成19年10月1日規則第44号  
平成26年2月14日規則第2号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成28年3月31日規則第24号  
平成28年3月31日規則第46号  
平成30年3月22日規則第5号  
平成30年9月13日規則第54号  
令和2年7月17日規則第61号  
令和3年9月29日規則第47号  
令和4年12月28日規則第59号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成12年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資金融機関）

**第2条** 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ペイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を受けようとする者が口座を開設する店舗は、市長が別に定めるものとする。

（融資の申請）

**第3条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、市川市中小企業資金融資申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 開始しようとする事業に係る計画を記した書類
- (3) 資金計画に関する書類
- (4) 個人の場合にあっては、住民票の写し
- (5) 会社の場合にあっては、登記事項証明書
- (6) 融資を受けようとする者が市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、市川市中小企業資金融資申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 個人の場合にあっては、住民票の写し
- (3) 会社の場合にあっては、登記事項証明書
- (4) 融資を受けようとする者が市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (5) 決算期が到来している者にあっては、確定申告書の写し
- (6) 決算期が到来していない者にあっては、試算表
- (7) その他市長が必要があると認める書類

（融資の決定の通知）

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金融資決定通知書（様式第2号）により融資を受けようとする者に通知するものとする。

（創業届等）

**第5条** 創業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業を開始した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資創業届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 創業者又は新規中小企業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資設備設置完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（創業等の調査）

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業が開始されているかどうかについて調査するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置の状況を調査するものとする。

（融資状況の報告）

**第6条の2** 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。

（利子補給率）

**第7条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、年利1.9パーセントとする。ただし、自然災害による被害の復旧のためにベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

2 利子補給率がベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、ベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

（利子補給金の交付の時期）

**第8条** ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあっては9月に、7月から12月までのものにあっては翌年の3月に交付するものとする。

（利子補給金の交付の申請）

**第9条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金一括交付申請書（様式第6号）に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を

完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては1月31日までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

**第10条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付決定通知書（様式第7号）により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

(利子補給金の交付の請求)

**第11条** 前条の規定による利子補給金の決定の交付の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(令和4年における利子補給率の特例)

2 令和4年1月から同年12月までの間に融資金融機関に利子を支払った融資資金に係る利子補給率については、第7条の規定にかかわらず、当該融資資金に係る融資の利率と同率とする。

附 則（平成12年7月28日規則第94号）

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第15号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月27日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第3条第17号の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第2条第17号の規定は、平成13年6月11日から適用する。

附 則（平成13年12月27日規則第70号）

この規則は、平成14年1月4日から施行する。

附 則（平成14年1月11日規則第3号）

この規則は、平成14年1月15日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月13日規則第34号）

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

附 則（平成14年6月28日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月14日規則第41号）

この規則は、平成14年8月19日から施行する。

附 則（平成15年2月26日規則第2号）

この規則は、平成15年3月3日から施行する。

附 則（平成15年3月12日規則第6号）

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第34号）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第2条の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に貸付申請のあった資金について適用し、同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月22日規則第54号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成15年6月18日規則第56号）

この規則は、平成15年7月22日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

**附 則** (平成17年4月26日規則第35号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年10月1日規則第44号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成26年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月23日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月22日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年9月13日規則第54号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和2年7月17日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年9月29日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請をする者について適用し、同日前にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請のあった者については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年12月28日規則第59号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定並びに様式第1号及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の附則第2項の規定は、令和4年1月1日から適用する。

(利子補給金の内払)

3 令和4年1月1日からこの規則の施行の日までの間に令和4年分の利子補給として改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された利子補給金は、改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される利子補給金の内払とみなす。